

令和6年度 第3回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年6月6日（木）午後1時30分から午後2時10分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 12人

辻 千 太 郎	小 谷 信 江	以 倉 孝 弘
柳 下 清 隆	霜 野 市 和	谷 野 保 博
田 中 宏	山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝
奥 野 正 作	田 中 正 剛	松 本 智恵子

(3) 欠席委員 2人

今 野 正 章 寺 島 あつ子

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 10人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	高 岡 一 平	塔 本 順 一
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

(5) 欠席委員 3人

中 尾 美 昭 松 下 孝 彦 岸 田 勝 夫

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 長 野 諭

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)

議案第18号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

議案第19号 「地域計画案（鉢ヶ峯地区圃場整備地域）に係る意見決定について」

報告第11号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第12号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について

報告第14号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について

報告第15号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第3回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において田中宏委員、奥野正作委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は14名中12名でございます。なお、今野正章委員、寺島あつ子委員から欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は10名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第15号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計11件であります。

それではまず、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第7号から第14号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第7号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺で市街化調整区域内にあり周辺は田、原野及び池に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計735平方メートルで現在果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第8号は、申請地が西区草部で市街化調整区域内にあり周辺は道路及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は851平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第9号は、申請地が北区野遠町で市街化調整区域内にあり周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は141平方メートルで現在田の一部の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第10号は、申請地が北区野遠町で市街化調整区域内にあり周辺は田、道路及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は888平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第11号は、申請地が中区土師町1丁で生産緑地内にあり周辺は田、道路及び雑種地に囲まれており、地目は田1筆、面積は286平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、次の受付番号第12号の土地と交換をするための申請です。

次に、受付番号第12号は、申請地が中区土師町2丁で生産緑地内にあり周辺は田、道路及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は352平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、前の受付番号第11号の土地と交換をするための申請です。

次に、受付番号第13号は、申請地が西区太平寺で市街化調整区域内にあり周辺は田、畑及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は704平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第14号は、申請地が東区菩提町3丁で市街化調整区域内にあり周辺は田及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,226平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上8件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常

時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第7号をご説明いたします。

受付番号第7号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が足場等設置業を営む個人で、申請地は美原区小平尾の田1筆、面積は372平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、業務拡大により現在利用している資材置場が手狭となり、業務にも支障が生じているため、事業所から近距離にある本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。申請は令和6年5月24日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、自然浸透及び土地の傾斜を利用し、東側の既存側溝から水利組合管理水路へ放流する計画です。周囲には工事用フェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第22号につきましては、谷野保博委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第17号から第21号、第23号から第27号をご説明いたします。

まず、受付番号第17号は、申請地は中区辻之の田1筆、面積は1,160平方メートルで現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第18号は、申請地は中区陶器北の畑1筆、面積は852平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第19号は、申請地は南区稲葉3丁の田5筆、面積は合計1,162平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第20号は、申請地は南区豊田の田4筆、面積は合計2,813平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用

貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第21号は、申請地は南区富蔵の田2筆、面積は合計3,627平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第23号は、申請地は東区日置荘原寺町の田3筆、面積は合計3,695平方メートルで、現在水稻の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第24号は、申請地は中区陶器北の田2筆、面積は合計865平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は5年です。

次に、受付番号第25号は、申請地は東区八下町3丁の田1筆、面積は1,114平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの契約です。

次に、受付番号第26号は、申請地は南区檜尾の田5筆、面積は合計1,660平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第27号は、申請地は南区檜尾の田3筆、面積は合計2,617平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第22号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、谷野保博委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第22号をご説明いたします。

受付番号第22号は、申請地は中区福田の畑3筆、面積は合計2,947平方メートルで、現在ハウス及び保全管理中の状態です。新規で使用する貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、谷野保博委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第17号「農用地利用集積等促進計画の決定について」

て（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第17号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第28号と第29号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第28号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は433平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第29号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑3筆、面積は合計1,918平方メートルで、現在花の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ8ヶ月です。

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第18号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第18号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」をご説明いたします。

事前にお配りしている議案資料「別紙様式5」をご覧ください。

各農業委員会は、農業委員会等に関する法律第37条の規定及び国通知に基づき、農業委員会における農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、活動年度の翌年度の6月末までに、こちらの別紙様式5により、インターネット等により公表するとともに、大阪府等関係機関へ報告する必要があるため、今回、ご審議いただくものです。

別紙様式5の内容としては、1ページ目が、令和5年4月1日現在の農業委員会の状況について、2ページ目から5ページ目までが、令和5年度の最適化活動の実施状況について、最後の6ページ目には、農業委員会の事務の実施状況について、それぞれ記載しています。

なお、2ページ目から5ページ目までの令和5年度の最適化活動の実施状況に関する記載において、目標数値については、令和5年3月29日に開催されました令和4年度第13回総会、議案第80号「令和5年度最適化活動の目標の設定について」において、また、実績数値や目標の達成状況については、前回5月9日に開催されました令和6年度第2回総会、議案第13号「令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」において、それぞれご承認いただいた内容となっています。

また、最適化活動である「農地の集積」、「遊休農地の発生防止・解消」及び「新規参入の促進」の3項目の実施状況に対する「農業委員会の点検結果」については、2ページ目から4ページ目にかけて、網掛け表示により記載させていただいており、内容については、地区協議会において、ご説明させていただいたとおりとなっています。

以上の内容を「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」として、堺市ホームページにおいて公表し、大阪府等関係機関へ報告させていただきたいと考えています。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第19号「地域計画案（鉢ヶ峯地区圃場整備地域）に係る意見決定について」を議題といたします。

担当課である農水産課の職員が入室いたしますので、着席されるまで、委員の皆様は、しばらくお待ちください。

[着席確認後]

それでは、議案第19号「地域計画案（鉢ヶ峯地区圃場整備地域）に係る意見決定について」、提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは、議案第19号「地域計画案（鉢ヶ峯地区圃場整備地域）に係る意見決定について」をご説明いたします。

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正され、市町村は、将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を策定することとなりました。

本件は、当該鉢ヶ峯地区圃場整備地域に設置された協議の場における協議結果を踏まえて、策定された地域計画の案について、堺市が、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、当委員会に対して、意見聴取を行うものです。

あらかじめお配りしている当該地域の地域計画案については、地区協議会において、担当課である農水産課より概要説明がなされ、第一地区、第二地区ともに、原案に変更を求める意見はありませんでしたので、議案のとおり、「原案について、適当であると認める。」と意見決定することについて、ご提案するものです。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第11号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第15号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第11号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第15号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第11号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第12号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第1号は申請地が美原区小平尾の田2筆で、面積は合計346平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第2号は

申請地が西区太平寺の田1筆で、面積は925平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第14号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第2号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第15号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。まず受付番号第6号は、申請地が西区菱木3丁の田1筆、面積は356平方メートル、現況は住宅で経過年数は65年以上、次に受付番号第7号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は115平方メートル、現況は住宅で経過年数は40年以上、次に受付番号第8号は、申請地が西区菱木3丁の田2筆、面積は合計984平方メートル、現況は露天駐車場で経過年数は15年以上、いずれも非農地の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第3回総会に付議された案件は、すべて議了いた

しました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第14号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第15号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第16号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第17号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第18号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第19号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第11号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第12号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第13号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第14号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第15号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会

長

北 原 芳 子

委

員

田 中 宏

委

員

栗 野 正 作

